

普通火災保険

(一般物件用)



このパンフレットは、2014年7月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

朝日火災の普通火災保険は、建物、商品等を偶然の事故・災害からお守りする身近なパートナーです。

店舗、事務所、作業場等の建物、屋外設備装置とこれらに収容される家財、商品、製品、設備、什器等の動産が対象です。

こんなときに
お役に立ちます。

①～④の災害による損害の場合のお支払い方法は、右記のとおりです。保険金額(ご契約金額)は時価額(時価)とおなじです。

お支払保険金=損害額× $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)}}$
(ただし、お支払いする保険金は損害額または保険金額いずれか低い額が限度となります。)

損害保険金をお支払いする事故。

①火災



②落雷



③破裂・爆発



④風災・雹(ひょう)災・雪災(損害額が20万円以上の場合)



①～④に伴う消防活動による水濡れ、破損損害の場合も含まれます。

①～④の1回の事故で支払われた損害保険金が保険金額の80%以下であれば、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

事故に伴うさまざまな費用も補償します。

臨時費用



残存物取片づけ費用



失火見舞費用



地震火災費用



損害防止費用



修理付帯費用



価額協定保険(新面)特約をおすすめいたします。保険金の支払いにより保険契約が終了した場合「特別費用保険金」がプラスされます。

保険契約が終了する場合の特別費用

(価額協定保険特約付きの場合に対象となります。)
①～④の事故により保険の対象が全損となったとき
損害保険金×10%(1事故1敷地内200万円限度)



- この特約を付帯できるご契約の対象は以下の建物またはそれに収容される家財です。
 - 個人所有の併用住宅建物の場合は、一つの建物の合計床面積が660㎡未満であり、かつ、作業劇場の対象となる作業場以外の建物です。
 - 上記①以外の場合は、一つの建物の合計床面積が1,500㎡未満の建物です。
 - 家財はすべて対象となります。
- 損害額の全額を新価(建物の場合は再築価額、家財の場合は再取得価額)でお支払いする価額協定保険特約付きですので、保険金だけで元どおりの建物、家財を取得することができます。

そのために

 - ご契約の際に、お客さまと弊社が、保険の対象とする建物、家財を再調達価額で評価し、その評価額を協定します。ただし、家財の中に明記物件(1点30万円を超える貴金属や、美術品等で明記されたもの)があれば、再調達価額で評価した家財とは別に同価額(同等の物を購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額)で評価します。
 - 保険金額は、(1)で評価した額の100%、80%または60%(ただし、家財は100%のみとなります。)の中からお選びください。木造建物については、万全を期すために、100%のご契約をおすすめします。

地震保険でさらに安心。

普通火災保険には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただけます。地震保険のご契約には、別途保険料が必要となります。地震保険の保険の対象は、居住用建物(居住用部分がある併用住宅)および家財(明記物件は除きます。)*です。

●保険金額は……

地震保険の保険金額(ご契約金額)は普通火災保険の保険金額の30%～50%に相当する額の範囲内で定めていただきます(基本契約の保険金額を途中で増額した場合は増額部分を含めた基本契約の保険金額の30%～50%に相当する額の範囲内で定めていただきます。)*。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。



●地震保険をご契約されない場合は……

地震保険をご契約されない場合は、地震・噴火による両壊等の損害だけでなく、地震・噴火による火災損害(地震・噴火による延焼損害を含みます。)*についても保険金をお支払いできません。

●地震保険のお支払いは……

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によってご契約の建物・家財が下表の損害を受けた場合に限り地震保険金をお支払いします。(したがって、これらに至らない損害の場合にはお支払いできません。)*。なお、この地震保険金は左記の「地震火災費用保険金」とは別にお支払いします。

保険の対象	損害の種類	お支払いする保険金
建 物	全壊のとき	建物の地震保険金額の全額(時価が限度)
	半壊のとき	建物の地震保険金額の50%(時価の50%が限度)
家 財 (明記物件を除きます。)*	全壊のとき	家財の地震保険金額の全額(時価が限度)
	半壊のとき	家財の地震保険金額の50%(時価の50%が限度)

●お支払いする保険金は……

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金額が6兆2,000億円(平成26年3月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減される場合があります。

●保険金をお支払いできない主な場合は……

地震等により保険の対象となる物が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象となる物の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

●普通火災保険の保険期間(ご契約期間)の途中から地震保険をご契約いただくことができます。

●警戒宣言が発令された場合は……

大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発令された場合は、その地域内に所在する保険の対象となる物について、地震保険の新規増額契約はお引き受けできません。

保険金のお支払条件・お支払方法

災害(事故)による損害保険金等

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂・爆発(給排水管等の凍結による破裂およびボイラの破裂・爆発によるボイラ自体の損害は対象外)
- ④風災・雹(ひょう)災・雪災(20万円以上の損害があった場合)

災害(事故)に伴う費用保険金等

臨時費用

上記①～④によるお支払額(損害保険金)の30%をプラスしてお支払いします。(1事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度です。)

残存物取片づけ費用

上記①～④によるお支払額(損害保険金)の10%の範囲内で、実際に支出した額をお支払いします。

失火見舞費用

上記①または③の事故により他人の所有物に滅失、損傷または汚損等の損害を与えた場合に、見舞金等の費用として、被災世帯・法人数に20万円を乗じて得た額をお支払いします。(1事故につき、保険金額の20%が限度です。)

地震火災費用

地震・噴火等を原因とする火災によって、保険の対象である建物、屋外設備

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない損害

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人、これらの法定代理人・役員のご事故、重大な過失、法令違反
- ②火災等の事故の際の紛失・盗難

●地震保険の割引制度について

地震保険については、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)*が条件を満たす場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます。割引適用には所定の確認資料のご提出が必要です。なお、次の割引は重複して適用することはできません。

割引の種類	適用の条件	必要な確認資料
免震建築物割引(50%)	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品質法」といいます。)*に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。)*において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。	品質法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)*、*国土交通大臣が定める評価基準に適合していることを示す適合証明書(写)*または「現金取得者向け新築対象住宅証明書(写)*」
耐震等級別割引(10%、30%、50%)	対象建物が、品質法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造体の壁等)の耐震等級が2または3であることを証明する法律に基づく耐震等級(構造体の壁等)の評価結果(以下、「評価結果」といいます。)*に定められた耐震等級を有していること。	住宅取得等による耐震等級の証明書類(写)または「住宅性能評価書(写)」
耐震診断割引(10%)	対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震診断の結果、改正耐震等級法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物であること。	耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第118号)に適合するものを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)
高齢者割引(10%)	対象建物が、昭和56年6月1日以前に新築された建物であること。	建物登記簿簿本、建築登記簿有利益、建築確認書、検査済証などの公的機関等が発行する書類(写)

- *1 品質法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)を含みます。
- *2 免震建築物割引および耐震等級割引に必要な確認資料のうち、以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。
 - 「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能評価書」において、實際に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるもの、耐震等級を1つに特定できない場合
 - 「技術的審査適合区」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
- *3 認定優良住宅であることが確認できる「住宅性能評価書(写)」および「認定優良住宅性能評価証明書(写)」を含みます。
- *4 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定建設機構等
- *5 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類、公的機関等の受領印・捺印が確認できるものを含みます。

装置またはこれらに収容される動産に次の損害が生じた場合、保険金額の5%をお支払いします。(1事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度です。)

保険の対象	被災条件
a 壁 紙	半壊以上(建物ごとに別記)
b 屋外設備装置	保険価額の50%以上の損失(1敷地内ごとに別記)
c 家 財	収容する建物が半壊以上、収容する屋外設備装置の保険価額の50%以上が損失したとき
d 家財以外の動産	収容する建物が半壊以上または収容する屋外設備装置の保険価額の50%以上が損失

損害防止費用

左記①～③の事故による損害の発生および拡大の防止のために支出された必要または有益な所定の費用をお支払いします。

修理付帯費用

左記①～③の事故により損害が生じた結果、復旧にあたり保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な所定の費用(代替物の賃借費用等)ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)*をお支払いします。(1事故につき、1敷地内ごとに、保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。)

- ③戦争、革命、内乱、暴動等
- ④地震、噴火、津波(「地震火災費用保険金」は除きます。)
- ⑤核燃料物質等による事故

様

普通火災保険お見積書

	目 的	評価額	約定付保割合	保険金額	料率	保 険 料
1	建 物	千円	%	千円		円
(a)	建物の地震保険			千円		円
2	家 財	千円	%	千円		円
(b)	家財の地震保険			千円		円
3	明 記 物 件	千円		千円		円
4	設 備・什 器			千円		円
5	商 品・製 品			千円		円
合 計						円

ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは「普通火災保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりませんが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、ご契約にあたっては、「ご契約のしおり」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご一読ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- 保険料をお支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。(団体扱等の特定の特約を付帯した場合を除きます。)
- 保険料(追加保険料を含みます。)を領収する以前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできません。
- 家財のご契約で次のものは、申込書に明記しないとご契約の対象となりません。(「明記物件」といいます。)
 - ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
 - ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- 保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。
- 個人情報のお取扱いについて
 - 弊社は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。また、取扱代理店または弊社までご照会ください。
 - 7.お手続きの日から1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
 - 8.住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。
 - 9.ご住所を変更するとき、建物などを売却・譲渡などにより名義変更するとき、建物の構造または用法(用途)を変更するとき、引越等により家財を他の場所に移転するとき等、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
 - 10.共同保険について
 - 複数の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約の場合には、各引受保険会社が連帯せず独立して保険責任を負担し、幹事保険会社はその他の保険会社を代理・代行して保険料の領収や保険金の支払等を行います。弊社では、共同保険契約の場合にお届けする保険証券に共同保険である旨および引受保険会社名、引受割合を記載しておりますのでご確認ください。

事故発生の場合

事故が発生した場合は、すみやかに朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、十分にご注意ください。

保険会社破綻時のお取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が悪化したときには、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。「普通火災保険」は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。)(またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、

破綻後3か月以内に発生した保険事故に係わる保険金は100%補償されます。家計地震保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻した場合の保険金は100%、解約返れい金等は全額補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ、保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間に有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

朝日火災海上保険株式会社
〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL 03-3294-2111(大代表)
ホームページアドレス <http://www.asahikasal.co.jp/>

朝日火災 あんしんダイヤル
事故の受付は、朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店へご連絡ください。
0120-120-555
受付時間：24時間 365日

●お問い合わせ先